

学校感染症とその出席停止期間

学校保健安全法施行規則で定められた感染症にかかっている、またはかかっている疑いがある場合には出席停止となります。以下の感染症にかかったらすぐに学校に連絡してください。

また、出席停止期間を過ぎて登校可能となった際には、病院にて「治癒証明書」を記入していただき、担任に提出してください。

	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	○エボラ出血熱 ○クリミア・コンゴ出血熱 ○痘そう ○南米出血熱 ○ペスト ○マールブルグ病 ○ラッサ熱 ○急性灰白髄炎（ポリオ） ○ジフテリア ○重症急性呼吸器症候群（SARSコロナウイルスに限る） ○中東呼吸器症候群（MERSコロナウイルスに限る） ○特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第2種	○インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）	発症後5日を経過し、かつ解熱したあと2日を経過するまで
	○百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	○麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	○流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	○風しん	発疹が消失するまで
	○水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	○咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
第3種	○コレラ ○細菌性赤痢 ○腸管出血性大腸菌感染症 ○腸チフス ○パラチフス ○流行性角結膜炎 ○急性出血性結膜炎 ○その他の感染症※ （※その他の感染症とは、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要があれば校長が学校医の意見を聞き第3種の感染症として措置を取ることができる感染症）	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

～参考～

・第2種感染症の出席停止期間について

第2種の感染症（結核、髄膜炎菌性髄膜炎を除く）の出席停止期間についてはあくまでも基準であり、病状によって学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められる場合については、この限りではありません。

・出席停止期間算定の考え方

「〇〇した後△日を経過するまで」とした場合は、「〇〇」という現象が見られた日の翌日を第1日として算定する。例えば、「解熱した後2日を経過するまで」の場合は、以下のとおり。

月曜日に解熱 → 火曜日（解熱後1日目） → 水曜日（解熱後2日目） → （この間発熱がない場合）
→ 木曜日から出席可能

年 月 日

治癒証明書

愛知県立鳴海高等学校長殿

・生徒氏名

_____年 組 番 氏名 _____男・女

・出席を停止させた理由（病名）

・出席停止期間

_____年 月 日 ~ _____年 月 日

・医療機関名
